

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二五四
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二五四
 - 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 二五四
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二五四
 - 道路の区域を変更する件五件 二五五
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 二五六
 - 一般競争入札を行う件 二五七
 - 随意契約の相手方を決定した件二件 二五八
 - 落札者を決定した件 二五九
 - 一般競争入札を行う件 二五九

告 示

福島県告示第四百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カワチ薬品矢吹店 福島県西白河郡矢吹町八幡町四百三十三番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により矢吹町から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年八月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、矢吹原土地改良区が矢吹原地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十四年八月二十日認可した。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町湯ノ花字寺沢山庚一七五の一、字湯ノ上山己七九四の一、字滝沢山己八一九の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町小高林一から四まで、五の四、五の五、六から二六まで、二七の二、二八から三四まで、三六から四四まで、六〇八、戸中二〇二の二、二〇四の二、二〇四の三、二〇五の二、二〇九の二、二二〇の二、二二一の二、二二五の二、二二五の二、二五八の二、二五九の二、二六〇の二、二七一の一から二七一の三まで、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六の一から二八六の四まで、二八七、二八八、五二二から五二四まで、精舎七四から七六まで、七七の一、七八から一〇一まで、一〇二の一、湯ノ花字背戸山甲七七六、甲七七七の一、甲七七七の二、宮里字幽沢山二七一、二七二〇、二七二一のイ、二七二一の二、二七二二、二七二二の二、字引櫻山三〇三二から三〇四九まで、八総字白倉山丙二二四の一から丙二二四の三まで、丙二二四の五から丙二二四の八まで、字高平丙五三の二から丙五三の一六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

戸中二〇二の二、二〇四の二、二〇四の三、二〇五の二、二〇九の二、二二〇の二、二二一の二、二五一の二、二五二の二、二五八の二、二五九の二、二六〇の二、二七一の二、二八五の二、二八六の二、二八六の三、五二二から五二四まで、精舎七四、七六、湯ノ花字背戸山甲七七六、甲七七七の一、甲七七

七の二、宮里字幽沢山二七一、字引櫻山三〇四九
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員延 (メートル)	敷地の幅員延 (メートル)
一般国道 一一五号	耶麻郡猪苗代町大字若宮字中ノ原甲二八四四番五七地先から同 郡同 町大字若宮字中ノ原甲二八四四番五八地先まで	変更前	一一・七	一三八・八
		変更後	一四・四	一三八・八

(道路計画課)

福島県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員延 (メートル)	敷地の幅員延 (メートル)
				長

県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字赤枝	変更前	八・〇	五五五・一
	字石田一一二一番一地从先	変更後	三一・四	
同 郡同 町大字赤枝	字宮在家一八六番一地从先	変更前	一〇・五	五五五・一
	字山道三二四番一地从先	変更後	三二・四	

(道路計画課)

福島県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字磐梯	変更前	一四・〇	二二六・〇
	字川向二六番地先から	変更後	一八・六	
同 郡同 町大字磐梯	字山道三四四番一地从先	変更前	一六・〇	二二六・〇
	字山道三四四番一地从先	変更後	三一・八	

(道路計画課)

福島県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

県道会津若松裏磐	耶麻郡磐梯町大字磐梯	変更前	一四・〇	一三八・四
	字山道三一一番四〇地	変更後	一八・六	

梯線	先から	変更後	一六・〇	一三八・四
	同 郡同 町大字磐梯	変更後	一八・六	
字山道二九七番一地从先	字山道二九七番一地从先	変更前	一六・〇	一三八・四
	字山道二九七番一地从先	変更後	一八・六	

(道路計画課)

福島県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝	変更前	八・〇	二二六・〇
	字上窪二七五番二地先	変更後	二一・五	
同 郡同 町大字赤枝	字落合道一一四三番一地从先	変更前	八・〇	二二六・〇
	字落合道一一四三番一地从先	変更後	二一・五	

(道路計画課)

公 告

公告第二百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人コミュニティー真奈川
- 三 代表者の氏名
小澤 光夫

四 主たる事務所の所在地
 福島県南会津郡只見町大字蒲生字蒲生原五百七十一番地の二
 五 定款に記載された目的
 この法人は、過疎化が進行している中で自然と共生できる地域社会の再生を構築し、人と自然の豊かな触れ合いを保持することを目的とする。
 (文化振興課)

公告第百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十四年八月三十一日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
 平成二十四年八月十五日

二 名称
 特定非営利活動法人木の葉

三 代表者の氏名
 澤井 秋子

四 主たる事務所の所在地
 福島県南会津郡南会津町片貝字根木屋向十六番地

五 定款に記載された目的
 この法人は、障がい者(精神・知的・身体)のみならず、悩みを抱える健康者を含め、現在社会に対応できない全てのの人に対して、生まれた南会津の自然環境の中、自然を学び地域の文化・産物に親しみ、各種事業を展開し、様々な体験を通して心の疏通をはかり、働く意欲をもつ人づくりを考え、共にこの地域で生きよう行われるよう、地域の行政・教育機関・社会活動団体・他の特定非営利活動法人等と連携し、安心して学び、働き、生活できる社会環境づくりに寄与する事を目的とします。
 (文化振興課)

公告第252号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合医療情報システムに関するシステム提供及び運用保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年 8 月31日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項
 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県総合医療情報システムに関するシ

テム提供及び運用保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からブライバシワーワークの付与を受けており、かつ、同一一般財団法人の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるI S M S 認証を取得している者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年9月27日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課

電話024-521-7221

4 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先
 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、

日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成24年9月26日(水)午後5時までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年10月11日(木) 午前10時

(2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島市中町8番2号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年10月10日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Provision and services for operation and maintenance of the comprehensive medical information system of Fukushima Prefecture 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand):10:00a.m., 11 October 2012

(3) Time-limit of tender (by mail):5:00p.m., 10 October 2012

(4) Contact point for the notice: Local Medical Care Division, Health & Hygiene Promotion Office, Social Health & Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
TEL024-521-7221

(地域医療課)

公告第253号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續

の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第111条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年 8 月31日

福島県知事 佐藤 雄平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出装置(4システム) 一式

2 契約に關する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 7 月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
キャンベラジャパン株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号

5 随意契約に係る契約金額
96,561,150円

6 契約の相手方を決定した手續
随意契約

7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号該当(食品生活衛生課)

公告第254号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第111条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年 8 月31日

福島県知事 佐藤 雄平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出装置(3システム) 一式

2 契約に關する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 7 月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
キャンベラジャパン株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号

5 随意契約に係る契約金額
72,660,000円

6 契約の相手方を決定した手續
随意契約

7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
（食品生活衛生課）

公告第255号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成24年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年8月31日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成24年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成24年8月2日
- 4 落札者の氏名及び名称
国際航業株式会社 東京都千代田区六番町2番地
- 5 落札金額
56,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年6月19日

（土木総務課）

公告第256号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年8月31日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 入札に付する事項
（1）借入物品の件名及び数量 福島県河川流域総合情報システム機器 一式（据付け、調整、機器保守等一式を含む。）

（2）借入物品の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。

（3）賃貸借期間 平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

（4）納入場所 入札説明書及び特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障ないと認められる者であること。

（4）当該物品又はこれと同等程度の機能及び規模を有する物品について、貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に実行できる者であること。

（5）当該物品又はこれと同等程度の機能及び規模を有する物品に係る迅速な保守、修理、部品供給等の実績を有し、かつ、これら物品の保守、修理、部品供給等を、賃貸借期間中円滑に行い得る体制が整備されている者であること。

（6）当該物品の納入及び保守に係る業務を行う際に、技術者を管理する技術責任者（入札者本人又は入札者が雇用している者（派遣社員を除く。）であるものに限る。）1名を置き、その指示の下に作業を行える技術者であつて、オペレーターアシスタムの設定及びL A N又はW A Nの構築を行ったことがあるもの1名以上を配置できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年9月28日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話024-521-7456

4 入札書の提出場所等

（1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

（2）入札及び開札の日時及び場所 平成24年10月16日（火）午後1時30分 福島県庁本庁舎1階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日（月）午後5時までに3に掲げ

る場所に必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer servers and Peripherals (including installation, adjustment & maintenance services) for River And Rain Integrated Information System For Flood Control in Fukushima Iset
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 1:30 p.m., 16 October 2012
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 15 October 2012
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Public Works Office, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7456
(土木総務課)